

○名寄地区衛生施設事務組合資格審査委員会設置要綱

(平成25年3月29日訓令第5号)

改正 平成30年7月10日訓令第4号

(設置)

第1条 名寄地区衛生施設事務組合契約規則(平成19年規則第5号)第2条の規定により準用する名寄市契約規則(平成18年名寄市規則第61号)第3条第1項(同規則第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、工事の請負等、物品の購入及び委託業務等に付する場合における業者の適格性の判定を行うため資格審査委員会を置く。

(名称、種類及び業務)

第2条 資格審査委員会は、第1資格審査委員会、第2資格審査委員会、第3資格審査委員会の3委員会からなり、業務の種類及び業務内容については別表に掲げるものとする。

(組織)

第3条 資格審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副管理者(名寄市副市長)をもって充てる。

3 委員の構成は、別表に掲げるものとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、資格審査委員会を代表し会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、事務局長が職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員を指名することができる。

(会議)

第5条 第1資格審査委員会、第2資格審査委員会及び第3資格審査委員会は、資格審査年に開催する。

ただし、委員長が必要と認める場合は、臨時に開催することができる。

2 資格審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 資格審査委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 資格審査委員会の事務を処理するため、事務局を別表に掲げる所管課に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、資格審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成25年3月29日訓令第5号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月10日訓令第4号)

この訓令は、平成30年7月17日から施行し、平成30年5月16日から適用する。

別表 (第2条、第3条、第7条関係)

委員会の名称	種類	業務	委員長及び委員	事務局
第1 資格審査委員会	建設工事等資格審査委員会	建設工事請負等の法的適性の審査	副管理者(名寄市副市長)、事務局長、事務局次長、総務課長、担当課長職	総務課
第2 資格審査委員会	物品購入資格審査委員会	物品購入に係る業者の適格性の審査		
第3 資格審査委員会	委託業務等資格審査委員会	委託業務に係る業者の法的適格性当の審査		